

【設立認証申請】

二本松市に対し、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、お知らせします。

なお、申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、設立認証申請を受理した日から2ヵ月間、企画財政課（市役所4階）で縦覧されています。

<平成23年12月27日告示>

名称	特定非営利活動法人 Leaf
代表者の氏名	理事長 廣田 裕介
主たる事務所の所在地	福島県二本松市安達ヶ原5丁目254番12
定款に記載された目的	この法人は、福島地域で放射能汚染による実被害及び風評被害で苦しむ農業生産者に対して、農業の復興と再生に関する活動事業を行い、地域の環境及び土壌の除洗、農産物及び加工食品の分析及び安全確認、またその販売支援に寄与すると同時に、これを地域周辺ならびに全国へ発信し広めて行くことを目的とする。